平成２３年（フ）第２０２号
滋賀県東近江市池庄町35番地１サープラス湖東203、前住所滋賀県東近江市平松町1023番地１
債務者　高城　　恵
１　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第５７０号
奈良県大和郡山市額田部北町678―２　レオパレスカサ104号室、住民票上の住所奈良市右京２丁目３番地　平城第２団地11―103
債務者　牧野　泰彦
１　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第８１号
鳥取県米子市石井1238番地　特養なんぶ幸朋苑
債務者　新田　逸郎
１　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１３３１号
広島市中区舟入川口町４―14―201、住民票上の住所広島市南区宇品西４丁目４番36―603号
債務者　野原　千秋
１　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３４８号
広島市中区大手町４丁目６番11―301号
債務者　木谷　光寿
１　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４２６号
広島県廿日市市宮内973番地２　サンシティ廿日市107号
債務者　甲斐切　崇
１　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９号
広島市西区古江上２丁目430番地１　903号
債務者　坂田　佳生
１　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６２号
愛媛県四国中央市金生町山田井2099番地の２
債務者　永井　弥生
１　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１７７号
愛媛県新居浜市田の上１丁目１番７号
債務者　片上　純一
１　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１号
愛媛県西条市小松町新屋敷甲2160番地ファミール新宮Ｂ棟106号
債務者　伊藤　由美
１　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第６１号
高知県室戸市元甲2382番地２
債務者　五十嵐敏夫
１　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第３８９号
福岡県久留米市上津１丁目７番25号
債務者　やきとり魁皇こと　山崎　明人
１　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３９２号
福岡県うきは市浮羽町古川1112―22、住民票上の住所福岡県朝倉市杷木池田810番地４　エバーライフ杷木602号
債務者　小島　和久
１　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第４１２号
福岡県久留米市青峰３丁目10番14―７号
債務者　直原　裕子
１　決定年月日時　平成24年１月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１２３号
福岡県田川郡添田町大字庄2548番地の１、前住所福岡県田川郡川崎町大字池尻252番地の１
債務者　山口　裕香
１　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第５３５号
宮崎市大字小松937番地１　竹の内アパート105号
債務者　金田　育俊
１　決定年月日時　平成24年１月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５０号
鹿児島県霧島市国分上小川747番地５　一刻館参號館
債務者　荒武未来子
１　決定年月日時　平成24年１月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係